

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 3 日現在

機関番号：12201

研究種目：基盤研究（C）（一般）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530045

研究課題名（和文）国連人権理事会における人権保障メカニズムの研究

研究課題名（英文）The Human Rights Protection Mechanisms in the U. N. Human Rights Council

研究代表者

今井 直（TADASHI IMAI）

宇都宮大学・国際学部・教授

研究者番号：70213212

研究成果の概要（和文）：国連人権理事会を創設した 2006 年 3 月の国連総会決議 60/251 は、「理事会が、重大かつ組織的な侵害を含む、人権侵害の事態に対処」すべきことを定める。新設の普遍的定期審査（UPR）については、基本的に人権侵害事態対処機能とは異なる趣旨のメカニズムであることが確認される一方、「アラブの春」の文脈では、人権理事会の活動にその発足以来はじめて積極的なアプローチが見られた。しかし、その常態化は困難であり、特別手続や人権高等弁務官などによる注意喚起が、人権理事会の審議や決議の「引き金」となるメカニズムを確立させることが必要である。

研究成果の概要（英文）：The Human Rights Council's mandate requires it to "address situations of violations of human rights, including gross and systematic violations" in GA resolution 60/251. Although the newly established Universal Periodic Review (UPR) was never intended to be a principal vehicle for addressing situations of gross and systematic human rights violations, the Council's more positive approach took place in the context of the Arab Spring. But, it is too difficult to judge whether such a Council's action will be durable. The Council should establish independent trigger mechanisms to prompt consideration of situations that require its attention. For example, Special Procedures and the High Commissioner for Human Rights should be empowered to trigger the Council's discussion of situations requiring attention.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	500,000	150,000	650,000
2011 年度	500,000	150,000	650,000
2012 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1500,000	450,000	1950,000

研究分野：法学

科研費の分科・細目：国際法学

キーワード：国連人権理事会、制度構築、人権侵害事態対処機能、普遍的定期審査、特別手続、「アラブの春」、国際人権法

1. 研究開始当初の背景

(1) 2006年3月15日国連総会は、人権委員会に代えて人権理事会を創設した(総会決議60/251)。この改革は、いわゆる国連改革の一環として、人権委員会の過度の政治化とメンバー国の質の問題による信頼性と能力の低下を懸念したアナン前国連事務総長の2005年3月の提案に端を発したものであり、これにより、人権委員会は60年に及ぶ活動に幕を閉じ、新たに47カ国から成る人権理事会が総会の補助機関として発足した。

(2) 人権委員会は、国連における人権活動の中心的な機関であった。人権理事会はその機能の多くを引き継ぐとともに、人権委員会の問題点を克服してさらにいっそうの国連の人権保障機能の強化を期待されている。筆者の関心は、果たして人権理事会がそうした人権保障機能の強化をもたらすことができるかどうか、またそのために必要な諸要素は何かを検証することである。

2. 研究の目的

(1) 人権理事会は1年間の議論を経てメカニズムの見直しを行い、2007年6月その「制度構築(Institutions-building)」について一応合意を見た(理事会決議5/1)。これにより、普遍的定期的審査(UPR)、特別手続、諮問委員会(旧人権小委員会)、申立手続(旧1503手続)という理事会のメカニズムの新たな枠組みが確立した。筆者は、その間の議論を追うとともに、この制度構築をうけた後の実行を一定期間観察、分析することにより、人権保障機能の強化という意味でのメカニズムの実効性に関する評価を行なう。

(2) 筆者は、これまで国連人権委員会の活動や制度・手続に関して長年にわたって研究してきており、人権理事会の創設や制度構築の経緯もさることながら、その機能やメカニズムについては、前身の人権委員会の歴史的評価をふまえて、それとの比較により、現実に即した評価が得られると考えられる。

(3) まず、まったく新しいメカニズムである普遍的定期的審査(UPR)の評価を行う。この制度の機能は人権理事会そのものの評価を左右する重要な意義を有する。この制度は、理事国47カ国の代表から成る作業部会によって、すべての国連加盟国を対象に定期

的に(4年半ごとに)各国の人権状況の審査を行い(国連憲章・世界人権宣言や当該国が批准している人権条約にもとづき)、それを受けて理事会で結論・勧告を採択するというものである。これは政治的機関による審査であるので、当該国の審査に政治的考慮が入る可能性が多分にあるが、そこで出される勧告は人権条約機関の勧告よりも各国に対して大きな圧力となろう。この制度に、NGOや専門家の関与を可能とさせることが、過度の政治化を回避し、審査の客観性と正当性を確保する上で必要な条件であると考えられるが(現時点ではそれらの役割は限定的である)、そうしたメカニズムになりうるかどうか観察し、評価したい。

(4) また、人権委員会の強みであるといわれていた特別手続(専門家集団による活動に焦点を当て、テーマ別手続と国別公開手続を合わせてこう呼ぶ)について、「見直し」の影響を分析したい。特別手続は、作業部会や特別報告者などの専門家集団が、NGOや被害者からの情報を活用して人権侵害に対処するという一種市民社会的メカニズムを形成しており、親機関における国家間メカニズムの政治性とは異なる次元をもつ。人権委員会では、この特別手続の下での調査・勧告と委員会の審議・決議とが有機的にリンクしていないことが、特別手続の実効性を損なっていた。人権理事会が特別手続に十分な政治的支えを与えるフォーラムになりうるかどうか、これも人権理事会の評価を左右する大きな要素となるであろう。

(5) 主として以上のような問題に関連して、人権理事会の人権保障メカニズムの機能とその実効性を総合的に分析、評価すること

が、本研究の目的である。

3. 研究の方法

(1) 研究目的を達成するためには、制度構築後の実行を一定期間継続して観察、分析することによってはじめて、人権保障機能の強化という意味でのメカニズムの実効性に関する評価を行なうことが可能になるので、人権理事会の会期に傍聴・参加し続けることにより、現実の実行を継続的に観察したい。

(2) 人権理事会に参加するためには、国連との協議資格をもつNGOの一員であることが必要であるが、筆者は、国連との協議資格をもつNGOである「子どもの権利条約総合研究所」の運営委員であり、理事会の傍聴・参加に必要な手続は容易にとれる立場にある。

(3) 本研究が2010年10月の追加採択だったために人権理事会の会期傍聴・調査を行なうことができたのは、2011年9月の第18会期と2012年9月の第21会期であったが、とりわけリビア、シリア、イエメン、スーダン、ベラルーシなど理事会の監視対象となっている国の人権状況について、各国政府、専門家、NGO等による議論に直接接することができたことは実に有意義であった。審議の状況に加えて、国連事務局担当官や国際人権NGOへの聞き取りもふまえて、「アラブの春」という国際政治環境が、理事会の行動や意思決定に少なからぬ影響を及ぼしており、地域グループの横断的結集も一定程度見られ、また特別手続による人権侵害対処機能の重要性もあらためて確認できた。

(4) また、本会期と並行して開催される決議案をめぐる各国代表による非公式会合（非公開の会合もある）や、各特別手続担当者とNGO等との非公式会合にも参加でき、理事会の活動状況の実態を知る上で重要な機会となった。非公式会合では、特別報告者等に直接質問することも可能である。

(5) 国連、内外の研究者、国際人権NGOの情報や関連文献・資料を整理・分析する作業も並行して進める。かかる作業をふまえて、筆者はすでに2009年に、「国連人権理事会の創設とその活動に関する一考察」と題する論文を発表している（島田征夫・古谷修一編『国際法の新展開と課題』信山社、pp. 201-238）。かかる一定の研究成果を土台にして、人権理事会の会期傍聴・調査を有意義かつ効率的に

行なった。

4. 研究成果

(1) 筆者は前述2009年の論文で「国家主導型の枠組みが強化されつつある」という人権理事会の現状認識を述べたことがあるが、本研究はこれを検証する恰好の機会となった。とりわけ2011年は「アラブの春」の影響が人権理事会にも及び、理事会創設以降の人権侵害事態への対応の「停滞状況」を覆すような展開が見られたので、人権理事会の動向を詳細に追うとともに、自らの仮説の見直しも含む新たな視座を得ようとした。審議の状況に加えて、国連事務局担当官や国際人権NGOへの聞き取りもふまえて、新たな国際政治環境が理事会の行動や意思決定に少なからぬ変化をもたらしており、人権高等弁務官、特別手続の特別報告者等の専門家、NGOの「復権」も一定程度見られることも確認できた。

(2) 「アラブの春」という草の根の市民の運動に起因する国際政治環境の変化を受けて、人権理事会はその創設以来はじめて活性化し、人権理事会にとって画期となるかもしれない先例をいくつか作った。そしてそのmomentumは現在も基本的に続いている。しかし、そもそも国際社会の中核的な国際人権保障機関である人権理事会が「重大かつ組織的な侵害を含む人権侵害の事態に対処」する（理事会を創設した2006年3月の総会決議60/251・3項）というその本来の機能を実効的に果たしているか、また果たしうるかという本質的な問題には未だ明確な解答はない。

(3) かかる問題について一定の示唆を得る上で鍵となるのが、アナン前事務総長が提唱した「二重のアプローチ (dual approach)」である（2006年11月の理事会第3会期へのメッセージ）。これは、特定国・地域の人権侵害事態に対処するとともに、普遍的取り組みも同時に実現するというものである。前者のメカニズムの典型が特別手続であり、後者のメカニズムが普遍的定期審査である。新設の普遍的定期審査 (UPR) については、現時点では基本的に人権侵害事態対処活動とは異なる趣旨のメカニズムであると評価せざるをえない一方、人権侵害事態対処機能という点で中心的な役割を果たしているのが特別手続（および、人権高等弁務官、専門家調査委員会）であることを会期傍聴・調査等を通じてあらためて確認することができた。

(4) このように人権理事会の人権保障メカニズムの2つの柱ともいえる普遍的定期審査 (UPR) と特別手続については、とりわけ「ア

ラブの春」の文脈の中で観察する限り、異なる評価に至らざるをえない。普遍的定期審査は人権侵害事態への対処として機能したようには見えない。とりわけリビアやシリアに関する審査は、実態や国際社会の動向を反映せず、人権侵害事態への対処として当該国に圧力を及ぼすという機能からはかけ離れていたといわざるをえない。これに対して、特別手続は人権高等弁務官とともに、人権理事会に対して注意喚起や助言を行い、理事会の審議や決議の「引き金」となる役割を実質的に果たしていたといえる。もともと、2011年に見られた理事会の動向の継続は予測不能であり、むしろ常態化は困難とも思われ、人権高等弁務官や特別手続による「引き金メカニズム」が制度的に確立、整備されることが肝要であるとの課題を認識した。

(5) 国連人権理事会のメカニズムの研究は、政治と法が交錯する国際人権保障の到達点と限界を示す意義を有するものである。かかる研究をふまえ、人権理事会において特別手続担当者や人権高等弁務官あるいはNGOといった非国家主体の実質的役割が法的にも担保されることが、国際人権保障の質的发展をいっそう推進するものであるとの結論を再確認した。

(6) 国連の人権保障メカニズムは、憲章上のメカニズムと人権条約上のメカニズムを「1つの統合されたプログラム」として認識し、総体として国際人権法の実現過程として把握すべきであるというのが筆者の立場であるので、人権条約上のメカニズムに研究関心が傾きがちなりわけ日本の国際人権法学の動向に対して、一定の関心惹起と問題提起を行ない得た。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計5件)

- ① 今井直「国連人権理事会による対応と課題」(小特集「重大・組織的な人権侵害に対する国際社会の対応」) 法律時報 84 巻 9号 (2012年) 54-59頁
- ② 今井直「国連人権理事会の大規模人権侵害への対処機能に関する一考察」国際人権(国際人権法学会年報) 22号 (2011年) 22-27頁
- ③ 今井直「被拘禁者の国際人権保障の展開」

法律時報 83 巻 3号 (2011年) 4-9頁

[学会発表] (計1件)

- ① 今井直「国連人権理事会の可能性と問題点」(統一テーマ「国連の活動の展開と課題」) 国際法協会日本支部・研究大会 (2012年4月21日、東京大学)

[図書] (計2件)

- ① 今井直「拷問等禁止条約およびその選択議定書の国際的実施」 芹田健太郎ほか編『講座国際人権法 4 国際人権法の国際的実施』(信山社、2011年、全516頁) 175-203頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

今井 直 (TADASHI IMAI)

宇都宮大学・国際学部・教授

研究者番号：70213212